

全社民生発第 1 号  
令和 2 年 4 月 1 日

都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会 会長 各位

全国民生委員児童委員連合会  
会長 得能金市  
( 公 印 略 )

### **新型コロナウイルス感染予防・拡大防止に向けた 民生委員・児童委員ならびに民児協の対応について**

本会事業の推進につきましては、日頃よりご尽力賜り深謝申し上げます。

さて、日本国内で新型コロナウイルスの感染が広がっています。3月19日には感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が発表され、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声という 3 つの条件が同時に重なった場を避けることを提唱し、3月28日には、政府対策本部は、基本的対処方針として、爆発的な感染拡大を防止するためには、感染防止に関する情報提供・共有や外出自粛を求めるなどのまん延防止策によって、各地域においてクラスター等の封じ込めおよび接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制するとしています。

民生委員・児童委員活動に関しては、令和 2 年 3 月 3 日付で発出した、全社民生発第 68 号「新型コロナウイルス感染防止に向けた民生委員・児童委員ならびに民児協の対応について」において国が示した活動における留意点とともに、全民児連としての当面の留意点をお示したところです。

民生委員・児童委員活動は、地域にとって欠かすことのできない活動であり、一律に活動を規制できるものではございませんが、感染拡大が長期化するなか、政府の動向や各地域の状況を十分に踏まえ、行政とご協議いただき、国が示した留意点や下記事項等を参考として、感染予防・拡大防止を優先し、引き続き無理のない範囲での活動をお務めくださいますようお願いいたします。

## 記

### 1. 民生委員活動時の留意事項として考えられること（地域の状況を十分に踏まえつつご検討ください）

○民児協会長等が中心となり、関係機関と調整を図り、少しでも体調に不安のある委員は活動に参加しないなど、くれぐれも無理のない範囲で活動を行うこと。

○訪問、相談活動について、その必要性に鑑み、対面でなければならない場合を除き、できるだけ電話やメールなどで活動することも検討すること。

○大人数による会議や研修会、イベント、飲食が伴う会合等のみならず、単位民児協における定例会等の会合についても延期や文書審議への変更、時間を短縮することも検討すること。また、密閉空間、密集場所、密接場面を避け、咳エチケットを守り、手洗いを励行すること。

○サロン活動等についても、飲食を伴う活動は極力避け、健康づくりや交流などを目的とする活動は休止することも検討すること。

### 2. 「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」ならびに一斉取り組み日の活動について

○令和2年5月12日～18日の「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」ならびに5月17日の一斉取り組み日の取り組みにあたっては、今後の感染拡大の状況や政府や自治体の要請などを勘案し、密閉空間、密集場所、密接場面を避けたり、一堂に会さず広報媒体を活用したりするなど感染予防・拡大防止を優先した無理のない範囲での取り組みをお願いいたします。

【本件に関する問い合わせ先】全国民生委員児童委員連合会 事務局

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

Tel : 03 - 3581 - 6747 Fax : 03 - 3581 - 6748

Mail : z-minsei@shakyo.or.jp